

○ 職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令案（概要）

・主な改正内容は以下のとおり

職業訓練基準等の見直し

主要産業分野の訓練科を実施する際の標準的な訓練内容(教科の細目、学科・実技の訓練時間数の配分等)を現状の技術動向を踏まえ、より適切なものに改める。

また、訓練内容の見直しにより、職業訓練指導員試験の実技試験の科目及び学科試験の科目の内容を改める。

・改正を予定している分野

普通課程の普通職業訓練(別表第2)

金属分野、機械・メカトロニクス分野、自動車・揚重運搬機械運転系、情報・通信分野

専門課程及び応用課程の高度職業訓練(別表第6, 7)

電気・電子・情報分野

職業能力開発総合大学校における訓練課程の見直しを踏まえた技能検定1級の受検資格の整備

技能検定1級の受検資格として求められる実務経験について、平成26年度から開始する指導員訓練課程(長期養成課程・短期養成課程)の再編整備に対応した見直しを行う。

1 職業訓練基準等の見直し内容

・各分野の主な改正内容は以下のとおり。

■普通課程(別表第2)■

金属分野

☆**铸造科の铸造法の訓練時間を変更。**

高品質な铸造品は、欠陥がでないよう各工程の一連の流れについて十分な規格と設計を行うことが必要であり、さらに、用途に応じて材質の知識が必要のため、専攻学科の訓練時間を200時間から220時間に変更。

【铸造とは】

溶けた金属を形に流し込み、それを冷やしてものを作る方法。
古くは、大仏や南部鉄器などが铸造で作られ、現在では、マシホールのふた、自動車(タイヤ)のホイール、シリンダー・ブロッケンエンジンなどが作られている。

☆**めっき科のめっき法の訓練時間を変更。**

近年の技術向上と設備改善により、防食、外觀のよいめっき製品が製造されており、その技術の向上を図るためには、「めっき法」についてより知識の習得が必要のため、専攻学科の訓練時間を200時間から210時間に変更。

【めっきとは】

金属や樹脂など、非金属の表面に銅・ニッケル・クロム・金などの金属の密着性のある薄い皮膜を素材に施す技術であり、その方法には、電気めっき、無電解めっき、溶融めっきなどがある。

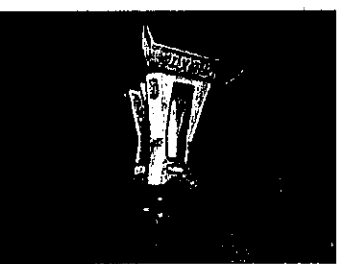
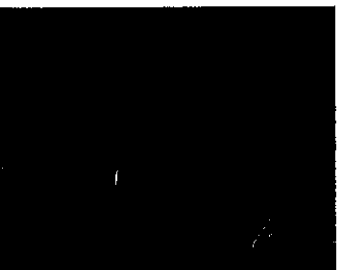
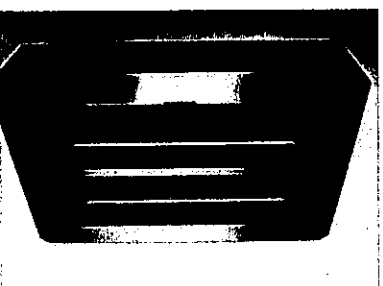
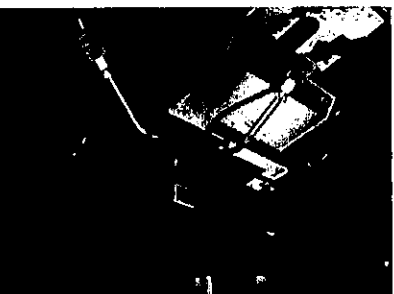
機械・メカトロニクス分野

☆**教科の科目を「機械加工法」に改める。**

近年の加工形態の多様化に伴い、「切削加工法及び研削加工法」を放電加工等も含めた呼称である「機械加工法」に改める。

【放電加工とは】

アーク放電によって被加工物表面の一部を除去する機械加工の方法であり、主として、従来の機械加工技術では加工できなかった硬い金属に適用される。



自動車・揚重運搬機械運転分野

☆教科の科目を「^{ぎそう}艤装法」等に改める。

「ぎ装法」等を船舶、自動車、鉄道車両等で広く産業界で使用されている一般的な表記である「艤装法」等に改める。

【艤装とは】

船舶・自動車・鉄道車両などの製造過程のうちで、原動機や室内外の各種装備などを船体や車体に取り付ける工程をいう。



情報・通信分野

☆教科の科目を「ソフトウェア概論」に改める。

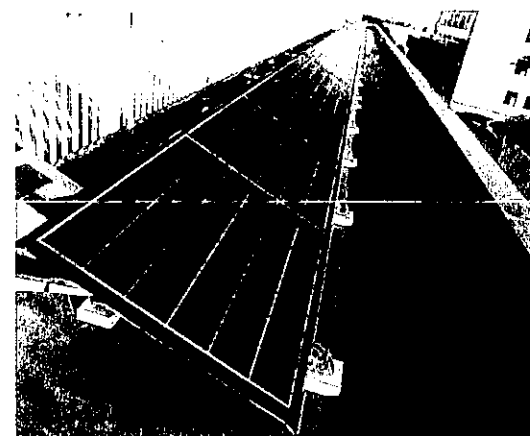
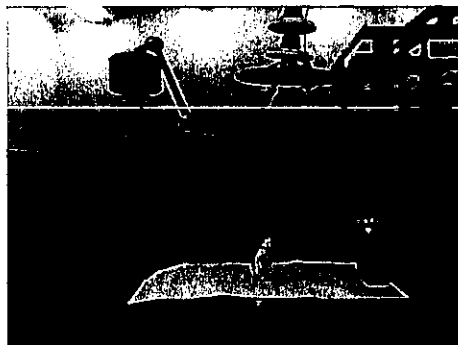
「ソフトウェア工学概論」を情報分野における広義の呼称として「ソフトウェア概論」に改める。

専門・応用課程(別表第6・7)

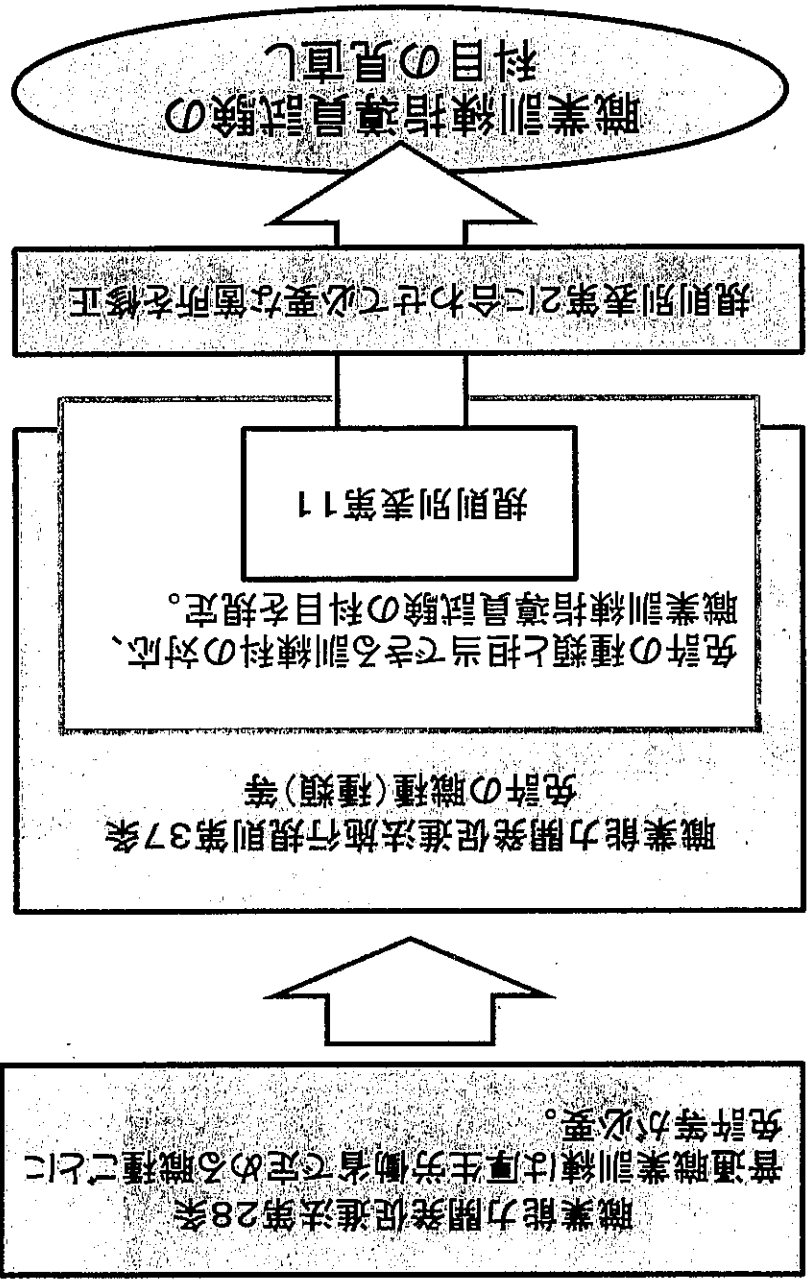
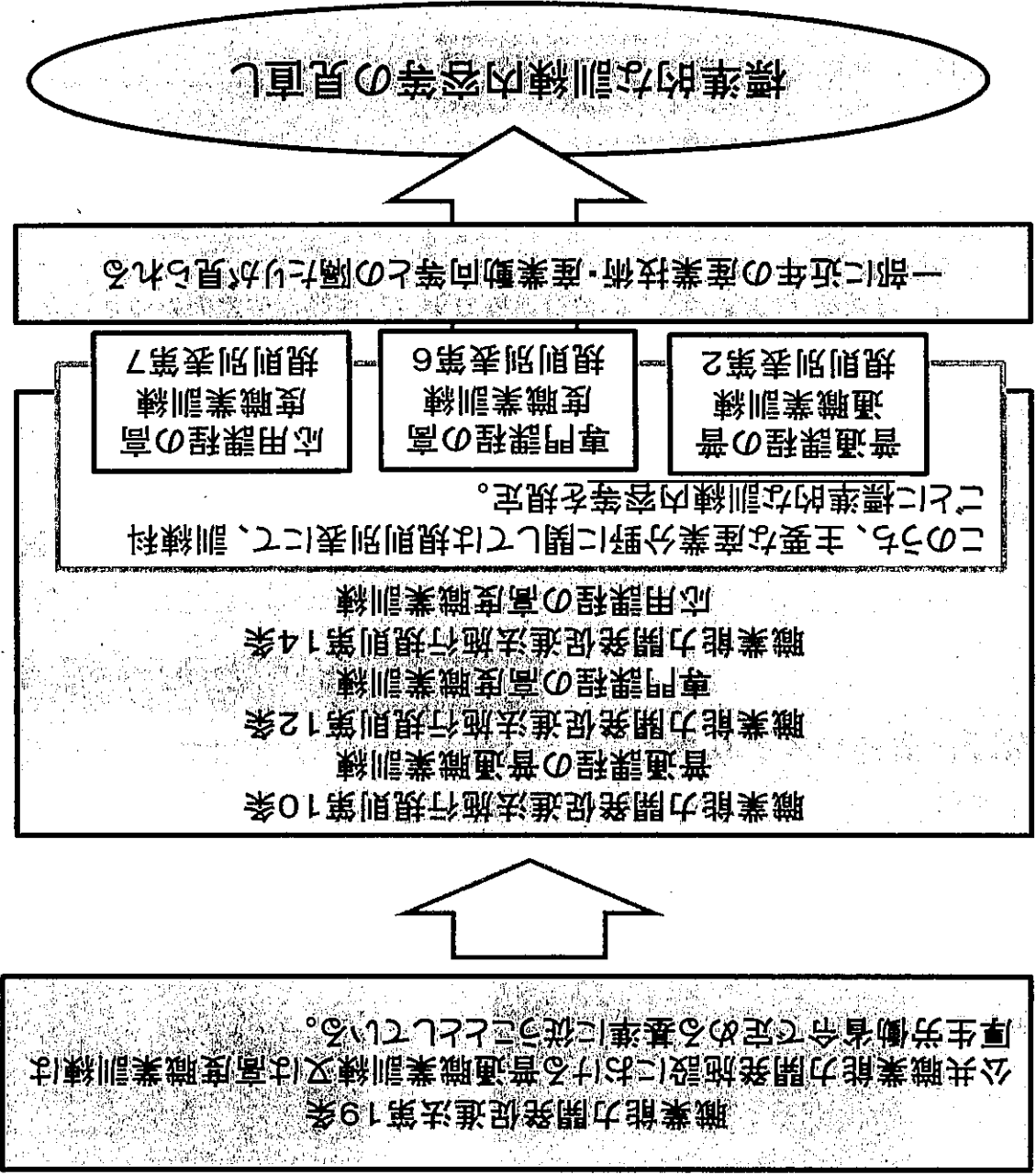
電気・電子システム系

☆教科の科目に「電力工学」、「電力設備実験」を加える。

技術動向により、電力関連の内容がより求められているため。



○ 職業訓練基準等の見直しについて



2 職業能力開発総合大学校における訓練課程の見直しを踏まえた技能検定1級の受検資格の整備内容

・主な改正内容は以下のとおり。

☆技能検定1級の受検資格の整備

- 職業能力開発総合大学校で行う指導員訓練課程については、現行の新規高卒者を対象とする4年制訓練(「長期課程」)を廃止し、職業訓練指導員になろうとする大卒者等を対象に、ものづくりに関する最先端の技術・技能や指導技法、就職支援技法等のハイレベルの職業訓練指導員として必要な能力を付与するための訓練(訓練期間が原則2年の「長期養成課程」及び1か月～1年の「短期養成課程」)が新たに設けられるところ。
- 1級の技能検定の受検資格について、従前の長期課程での取扱いを踏まえ、原則2年の訓練を行う長期養成課程については修了後、実務経験なしに受検資格を得られるものとし、訓練期間が1ヶ月～1年と限られる短期養成課程については長期課程と同様に修了後1年以上の実務の経験を有した場合に受検資格を得られるものとする。

(～H26.3)

高卒者	課程	訓練期間	1級技能検定の受検資格
	長期課程	4年	修了後、1年以上の実務の経験を有する者

(H26.4～)

工科系大学(4年間)卒業者や 職業能力開発総合大学校の総合 課程(4年間)修了者等 民間企業の者等 多様な者	課程	訓練期間	1級技能検定の受検資格
	長期養成課程	原則2年 (4年の総合課程修了者は1年)	修了後、実務経験なく受検可
	短期養成課程	1か月～1年	修了後、1年以上の実務の経験を有する者

